

農と暮らしの新たな視点を探る

産直コペル

sanchoku cooper

2018.11 Vol.32

ブドウ好き集合！
ぜんちゃんふあーむ

農家を
訪ねて
vol.29

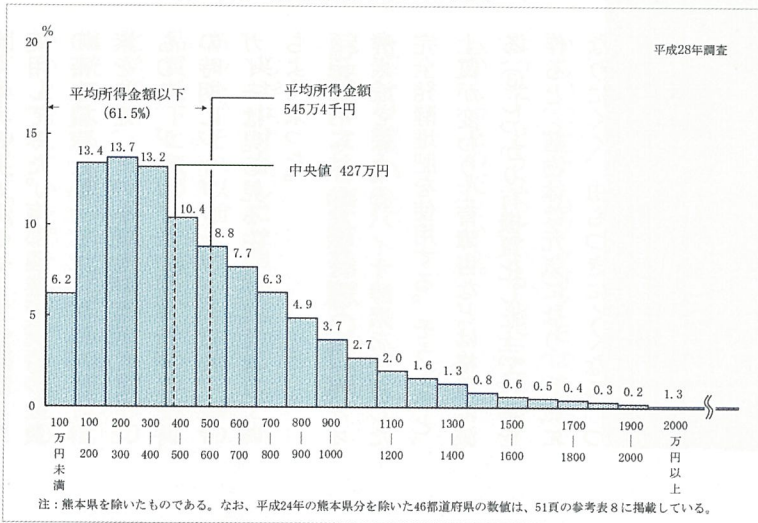
寄稿 被災を「被災」のまま終わらせない！
7月豪雨災害「道の駅たかの」の取り組み

特集

集落を守る直売所

「あさつゆ」があることで守られた農地がある
地域の10年先を考える—秋津野直売所「きてら」ほか

図1 所得金額階級別世帯数の相対度数分布(2016年調査)



出典:厚生労働省「国民生活基礎調査概況(2016年)」
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa16/dl/16.pdf>
 註:2016年調査の所得は2015年1月1日から12月31日までの1年間の所得である

である。厚生労働省「国民生活基礎調査」(2016年)によれば、貧困率は15.7%であり、子どもの貧困率は13.9%である。これは6~7世帯のうち1世帯が貧困世帯ということになる。ちなみに貧困とは、2015年の貧困線(註1)が122万円であり、それに満たない世帯である。特に、子どもがいる一人親世帯の相対的貧困率は50.8%と、大人が二人以上いる世帯に比べてかなり高い。

フードバンクは、危機的な状況にある生活困窮者を食料の提供を通じて緊急支援するための組織である。恒常的ではなく、一時的という点が重要である。社会のセーフティネットとしては、国の生活保護制度による健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する仕組みがある。しかし、すべての生活困窮者が生活保護を受けているわけではなく、声をあげられない人達に食べものを提供する仕組みとしてフードバンクがある。

このフードバンクは必ずしも食品ロス削減を根本的な目的としているわけではない。そのため、国や社会がフードバンク活動へ食品ロス削減を安易に期待することは、本来のフードバンク活動との間に矛盾を生じさせる可能性がある。

もう一つの論点は、フードバンクに供給される食品の商品的性質である。フードバンクで取り扱われる食べものは物の有用性(使用価値)があり、人間労働の生産物(価値)であるが、売り物にはならない。つまり、使用価値は問題ないが商品としては扱えない食品である。そのため、流通(特に、物流)活動において、ボランティアの活動が不可欠となる。



フードバンク山梨の食品倉庫 出典:筆者撮影(2017年12月5日)



野見山敏雄さん
 東京農工大学大学院農学研究院教授

東京農工大学で教鞭をとっており、最近の研究テーマは、半商品経済を組み込んだ農林産物の生産と流通に関する総合的研究である。主な著書には、産直商品の使用価値と流通機構(日本経済評論社)や食料・農業市場研究の到達点と展望(筑波書房、共著)など多数。2012年より地産地消優良活動表彰審査委員会・委員、17年から委員長を務めている。

フランスでは、法律で大型スーパーにおいて売れ残り食品の廃棄を禁止し、フードバンクなど生活困窮者を支援する団体への寄付を義務付けている。その結果、市場価値を持たない食べものを必要とするフードバンクと売れ残り食品を処分したい大型スーパーとのマッチングを行う「マッチング」という中間流通事業体が活動している。フードバンクの関連事業体が生まれているのである。

このように、フードバンクが社会で認知され、広がることはたいへん望ましいことであるが、資本主義社会ではフードバンクで取り扱う食べものの流通過程を商品(サービス)としてしまふのである。

註1:貧困線は世帯の可処分所得を世帯人数の平方根で割って算出した等価可処分所得の中央値の半分の数値である。